

大網ロータリークラブ Club Weekly Bulletin

よいことのために手を取りあおう



- クラブ創立：2000年1月13日
- 例会日：水曜日（12：30～13：30）
- 例会場：中部コミュニティセンター
TEL 0475-73-3337 FAX 0475-73-4360
- 事務所：〒299-3251
大網白里市大網 450-6 ユアサビル 2 階
TEL 0475-70-0200 FAX 0475-70-0222
- 会 長：吉原 久男 幹 事：渡邊 孝太
- 広報・公共イメージ
向上リーダー 星野 実

2025年7月16日(水)
第27巻 第3号

通巻第1124号

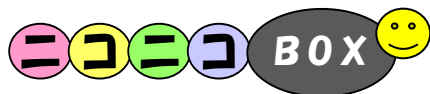
ホームページ
<http://www.oamirotary.com>
✉E-mail
rc@oamirotary.com
Instagram
<https://www.instagram.com/oamirotary?igsh=MTRzenBxZ2oyOHJwMA==>



🌸 本日の例会 🌸

点 鐘 会長 吉原 久男
ソング 手に手つないで
会長挨拶 会長 吉原 久男
幹事報告 幹事 渡邊 孝太
プログラム

1.卓話 AED 営業部
森 勝一様



齋藤幸男会員

記念品ありがとうございました。
大切にに使わせていただきます。

すだて漁参加者 8 名

すだて漁みんなで楽しみました。

例会日	7月9日	6月25日
会員数	27	29
出席	20	19
欠席	4	4
M U	0	0
免除	0	6
出席率	89%	86%

会長挨拶

吉原 久男



みなさんこんにちは、先週は初年度の例会と言うことで小沢恒夫ガバナー補佐、武田大輔ガバナー補佐補幹事、米山記念奨学生を迎えご挨拶をお願いしたので私の所信表明の時間が少なくなり助かりました。

先週私の善勝寺の寺で住職が亡くなりました。土気城主、酒井家によって改宗された献本法華宗の上総十ヶ寺の代表格の由緒ある寺なので問題が起きました。副住職は 41 歳で親子関係に当たるので当然後継ぎができなかったと思っていたが、まだ若く修行が足りないとの理由で、しばらくは

副住職として勤めなさいと言う事で決まりました。親子でも修行が足りないと言う名目で刺客が送られて来て、副住職が住職になれないかもしれないと嘆いていました。同じ事が会社でも起きていますね。

寺は檀家でなりたっているので通常でしたら檀家総代会の意見で決まるのですが、寺の格式が他の寺の集まりに影響するので簡単に継げないという事でしばらくは様子見となりました。

寺も檀家離れが進み、M&A が見られるようになり、小寺の行方が心配です。2025～2026 年度の今後の予定は通常通りに加え、できるだけ多くの催しを行い参加の機会を増やし交流を図る様にしたいと思います。

第 42 回 極真空手道千葉県選手権大会





8月12日(土)
暑い中草刈りお疲れ様でした。

卓話風景



計5回の卓話有難うございました。

沖縄の戸籍について (戦災滅失戸籍再製)

●はじめに

私は、昭和59年4月から平成5年3月まで9年間、沖縄・那覇地方法務局に勤務していました。

9年間の内、昭和62年・63年と2年間、那覇地方法務局戸籍課で沖縄の戸籍手続きの管轄市町村役場に対する助言や事務指導を担当していました。

●千葉県と沖縄県との比較

千葉県内は、54の市町村で、37の市・16の町・1の村があり約628万人の人口です。一方沖縄県内は、41の市町村で、11の市・11の町・19の村があり約146万人の人口です。

大網白里市の人口は沖縄の「石垣市」の人口と類似しており約4万7千人の人口です。

●沖縄の戸籍と本土戸籍の違い

本土戸籍は、以前お話ししたように申戸籍が一番古い戸籍と言われています。

「壬申」じんしん・みずのえさは、干支であり60年に一度回ってきます。戸籍法が制定されたその年が明治5年で「壬申戸籍」＝「明治5年式戸籍」と呼んでいます。

「壬申戸籍・明治5年式戸籍」が戸籍法に基づく全国統一された戸籍としては一番古い戸籍です。

一方沖縄の戸籍は、第二次世界大戦（太平洋戦争）沖縄戦・地上戦で全ての戸籍が消滅しました。県民一人一人の「証言」により作られた戸籍です。皆さんご承知のとおり昭和20年8月6日午前8時15分広島に原子爆弾が投下されました。ウランを用いたもので、小型であったため「リトルボーイ」（ちび）と呼ばれています。

そして、8月9日長崎にも原子爆弾が投下されました。

プルトニウムを用いたもので、その容姿から「ファットマン」（ふとっちょ）と呼ばれています。

昭和20年8月15日に終戦となりました。

昭和28年11月16日琉球立法院の承認を得て、「沖縄戸籍整備法」が成立し、翌年昭和29年3月1日本格的な戦災滅失戸籍再製がスタートしました。しかし、厳格な再製手続きであっても証言による再製された戸籍のため、今でも戸籍訂正の申請が多く提出されています。

ここに昭和32年に再製された改正原戸籍謄本（閉鎖謄本）があります。

再製された改正原戸籍謄本には「認定年月日戸籍認定員」の印鑑が押されています。それによって戦災滅失による戸籍再製されたものであることが分かります。昭和20年6月23日組織的な抵抗が終結した日、毎年6月23日を「沖縄慰霊の日」として戦没者の御霊を追悼しています。

●弔慰金の請求

沖縄戦で戦死したものと認められる者について、膨大な件数の戦死広報が当時の厚生省から送付されました。

弔慰金等の請求には戸籍謄本等の証明資料の添付が必要で請求事務に支障を来しており、県民から法律に基づく戸籍再製の必要性が叫ばれました。

●戸籍と住民票の続柄の記載

住民票の続柄の記載は住民基本台帳法に基づき「世帯主との続柄」が住民票に記載される。戸籍の続柄の記載は戸籍法に基づき「実父母との続柄」が戸籍に記載される。その違いに困って以前は、同一人物なのに戸籍と住民票の続柄が異なった記載があった。